

ベルリン大学における学則制定 とシュライエルマッハー

高 森 昭

1. はじめに
2. 創立時における「予備的諸規則」（1810年）について
3. ベルリン大学学則（1816年）の制定
4. シュライエルマッハーの参与をめぐって
5. 結びにかえて

参考資料 「ベルリン大学のための予備的諸規則」（1810年）

参考書

1. はじめに

フリードリッヒ、シュライエルマッハー（1768-1834）が近代プロテスタント神学史に大きな足跡を残していることは言うまでもないが、その仕事の範囲は後半生のベルリン時代だけを見ても、神学教授、三位一体教会の牧師、アカデミー会員としてのものなど、驚くほど多方面にわたっている。そうしたなか
にシュライエルマッハーが、ベルリン大学において、とりわけその創立期（1810
年前後）に果たした役割は、忘れてはならぬものである。しかしながら、そ
の際に彼が書きしるした大学論、『ドイツ的意味における大学に関する随想』
（1808年）が言及されるに留まっていたのである。かくしてシュライエルマッ
ハーがベルリン大学の創立期において、その学則制定に参与して果たした貢献
については、ほとんど関心が向けられずに推移してきたと言わねばならない。

本小論はこのような問題点を考慮して、ベルリン大学の学則制定にシュライ

エルマッハーが如何に関わっていたかを解明することを意図している。ささやかな叙述がベルリン大学史の研究のうえに、そしてまたシュライエルマッハー研究に寄与し得るところがあれば幸いである。

さてベルリンに新しい構想にもとづく大学を創立する提案は、すでにその十年近く前からなされており、これをめぐり多くの論議がなされてきた。しかし、1810年秋に最初の講義が開始された時に、ベルリン大学の学則はまだ完成していなかった。新しき大学の理念が反映する学則を制定するための準備が間に合わなかったのと共に、学内での討論は1816年10月まで継続されることとなった。その結果、最初の学則が公布されたのは、1817年4月であった。このような後れに対処する必要から、1810年11月から学則が出来上がるまでの期間に、ベルリン大学は一時的な諸規則を制定し、大学の運営にあっていたのである。それが「ベルリン大学のための予備的諸規則」であり、その全文を末尾に参考資料として掲載することになった。

このように我々はベルリン大学における最初の学則制定を取り扱うにあたって、1810年に創立時に作られた予備的規則と、1816年秋に完成し翌年春に公布された学則との両者を、可能なかぎり関連づけながら考察する必要がある。以下に順次、それらを述べることにしたい。

2. 創立時における「予備的諸規則」(1810年)について

「ベルリン大学のための予備的諸規則」は、学則の制定に先立って一時的に作製されたという事情があり、これまでその内容に立ち入って検討されることは殆どなかった。今日まで原文が完全な形で公表されずにいることも、こうした関心の希薄さに由来しているように思われる。⁽¹⁾ この意味ではこのたびベルリンにおいて新たに創刊されるべく準備が整えられつつある、大学史研究の専門雑誌 *Berliner Jahrbuch für Universitäts-geschichte* を通して、始めて我々はその全容に接し得ることを喜ばしく思うのである。この予備的諸規則が、数年後に制定公布された最初の学則とならんで、ベルリン大学創立期における基本的制度の成立を跡づける、重要な資料のひとつであり得ることは言うまで

もないからである。

さてこの予備的諸規則は、全体で24の Paragraph から成る簡単なものである。後述する最初の学則とは対照的に、各 Paragraph には内容を示す表題はまったく付けられていない。いま筆者の責任において Paragraph ごとにそれらの内容を記しておきたい。序文につづき § 1. アカデミーおよび研究所との有機的全体構成、§ 2. 教員・学生・職員、§ 3. 学部、§ 4. 私講師に関わる事柄が述べられる。以下、§ 5. 教授の招聘および認定、§ 6-7. 学部の権利と義務、§ 8. 休暇の限度、§ 9. 授業要覧、§ 10. 学部長職、§ 11. 評議員会、§ 12. 学長職、§ 13. 入学、§ 14-15. 学生の権利と義務、§ 16-22. 大学裁判権、§ 23. 教授の出版検閲免除、§ 24. 大学の建物及び区域について、それぞれ取り扱われている。

ここに予備的諸規則が示す基本的な特色を、不可欠と思われる点に限定して、以下に指摘しておきたい。

第一に大学は既存のアカデミー、研究所、および博物館との有機体的全体を構成することが明言されている (§ 1.)。

第二に大学は教員、学生、職員の三者から成ることが述べられる (§ 2.)。さらに教員は、教授、定員内準教授、私講師の三グループに分けられることが記されている (§ 2. 4. 5.)。

第三に教員および学生は、従来から伝えられた順序にしたがって、神、法、医、哲の四学部に分かれることになる (§ 3.)。

これらの点が基本的に変更あるいは修正を加えられることなく、最初の学則制度にあたって収録されることになるのである。しかしいまは単にこれを言及するにとどめ、次章において1816年に完成する学則の内容を検討した後に、あらためて取り上げることにしたい。あわせて予備的諸規則の作製に、シュライエルマッハーが参与している問題も、後の章あるいは更に後の章の中に関連する場所において取り扱うことにしたい。

3. ベルリン大学学則（1816年）の制定

すでに言及したように、最初の学則は予備的諸規則が作製されてから数年が経過した1816年秋に完成し、翌年春に公布されたものである。

今日、我々はその全文を厳密に校訂して公表した、P. ダウデ及びM. レンツの仕事に負うところがすくなくない。⁽²⁾ とくにレンツはその『ベルリン大学史』（1910年）を刊行した当時、大学資料館に存在していた筆記原稿などの資料をもとに、学則制定作業が行われた1812年から16年に及ぶ期間にわたって学則の原案に追加がなされ、さらに訂正が加えられて学則として確定するに至るまでを、歴大な共観一覧表に再構成している。⁽³⁾

大学として最初に制定された学則は、全体で九部から成り、しかもそれぞれに多くのパラグラフを持つ詳細なものとなっている。ここでは九部の表題のみを列挙するに留める。

- 第1部 大学全般に関して
- 第2部 学部および学部長に関して
- 第3部 学長および評議員会に関して
- 第4部 大学裁判権に関して
- 第5部 大学の下級公務員に関して
- 第6部 学生に関して
- 第7部 研究所及び博物館に関して
- 第8部 大学の講義に関して
- 第9部 学位に関して

学則の内容すべてを紹介することは無理であるため、かわってベルリン大学が学則を通して、近代的なドイツ大学として創立されるに際して、自身の決定権として要求し表現している事柄をあげておかねばならない。それは研究と教育の内容、教師の採用と学生の入学許可、または大学裁判権そして規約の決定権であると言えるであろうし、それらをみずから自由に決定する決意を表明しているのである。⁽⁴⁾

最後に忘れてならぬのは、学則が多方面にわたる対決を経た後に確定されたことである。学問の自由とその有効性を求める国家の介入との間にくりひろげられた大学の理念をめぐる論議を背景にもつのである。その結果、設立委員会の学則原案は、一方では学内各部から、他方では政府代表者から、数多くの追加、訂正、削除を受けることになった。先に言及したレンツの再構成した共観一覧表によれば、それらの総計は実に272回に達しているのである。⁽⁵⁾

4. シュライエルマッハーの関与をめぐって

ここで我々はこれまで取り上げてきたベルリン大学創立期における学則制定のなかで、シュライエルマッハーが如何なる関与をしているかの問題にふれなければならない。最初に述べたように、この問題がシュライエルマッハーの『ドイツの意味における大学に関する随想』が言及される場合においても、殆ど指摘されることなく踏み込んだ研究がなされないままであった。以下に書き記すところは、現在いただいている筆者の中間的な結果を報告したものにすぎないが、研究の進展に何等かの寄与となることを願いつつ叙述したものである。⁽⁶⁾

始めに我々はシュライエルマッハーがベルリン大学創立にあたって、フンボルトによってその設立に関わる諸準備を行う委員会の一員として任命され加わっており、諸般の作業に当たっていたことを、あらためて思い出す必要がある。学則制定までの一時的な諸規則がこの設立準備委員会のなかで作製され、そこにシュライエルマッハーの大学論が影をおとしていることは、十分に考えられるのである。

事実、シュライエルマッハーがその大学論において展開した構想、すなわち教えることと研究することとを共同で行う目的のために合流した協同団体、国家の強制から自立した学内の権限をもち、また学問固有の領域にしたがって伝統的な四学部制をとることの提唱などが、予備的諸規則における大学の構成員学部編成、教員職構成を扱ったパラグラフに反映していたことを、我々は感じ取ることが出来るであろう。

次に1812年から16年に及ぶ学則制定の作業を継続するにあたって、シュライ

エルマッハーが参与していた設立準備委員会は、その原案をととのえるに際して、委員相互に役割を分担していたことが判明している。学則の第1部から第3部はシュライエルマッハーが、第4部から第7部はF. C. サヴィニが、さらに第8部および第9部はA. ベックによって起草された。⁽⁷⁾ シュライエルマッハーの担当した最初の三つの段落は、大学全般に関わる重要な組織が相次いで登場する場所であり、とりわけ第1部は基本的とも言える個所にあっている。シュライエルマッハーがさきの予備的規則に示した大学観を表現すべく、ここでも努力したことは記憶されてよい。例えば第1部の§3. には、大学は、1) 教授、定員内準教授、さらに私講師を含む、教員全体、2) 入学手続をした学生、3) 公務員および下級公務員の三者から構成されるものとなっている。⁽⁸⁾ M. レントの共観一覧表を参考にすれば、この個所は表現上の追加が書き込まれてはいるものの、原案の基本点に変更されることなく制定に至っていることが注目されて良いであろう。

5. 結びにかえて

概略的な叙述の展開に終始して恐縮であったが、これまで我々は、シュライエルマッハーがベルリン大学の創立期において、最初の学則制定の作業に関与してきた問題を検討してきた。そこで次第に明らかになってくるのは、当時、数多くの大学の理念が時代の思想的潮流と関係して提起され論議される中であって、シュライエルマッハーがベルリン大学における基本的組織の確定に、無視できないと言うより、むしろ程度の大きな影響力を残していることであった。

もとより学則制定は、著者名を公表して発表する著作と同一に扱うわけに行かない。その意味では極めて地味な仕事であったに相違なく、また隠れた努力がはらわれたことは想像するに困難ではない。しかしながら、シュライエルマッハーの『ドイツの意味における大学に関する随想』を見る限り、彼は実践家として学問的要求と国家的利害との共同性を模索しつつ、ドイツ大学の革新を訴えてその実現を図っている。その道程は同時にドイツの大学の伝統に密着した

ものとなっている。

学則制定に尽力したシュライエルマッハーについて、これまで研究者が殆ど注意を向けなかった理由は、第一に予備的諸規則と最初の学則のいずれもが、著作目録に入れることが出来なかったこと、第二にシュライエルマッハー自身が学則制定に関与していたことを、書簡などの中で書き残したものが出ていないことがあげられる。そのため、シュライエルマッハー書誌を作製するにあたって、シュライエルマッハーのものとは判定できる文書記録類の中から、学則関連の事柄が脱落してしまうという、思いがけないことさえ現実に起こってしまうという事態を招くに至ったのである。⁽⁹⁾ 的確でかつ洞察に富む研究が進展するために、このようなことこそ是正されて然るべきであろうと思う。

参考資料

ベルリン大学のための予備的諸規則

1810年11月24日

ベルリン大学の明確な学則は、厳粛なる創立式典において始めて公表され得るものである。しかし現在すでに、大学はそれがなくとも、本質的業務と活動のすべてを実施するべく決定され、権限をもたねばならない。それゆえ業務の形態と大学に属する人員の境遇に関して、直ちに制定することが必要となっている。そこで内務省公教育局は、ここに国王陛下の直接認可により、学則発表にいたるまで以下の規則を制定する。現在すでに大学に属するか、あるいはそのようになるべきすべての人員は、その規則に義務づけられるのである。

§. 1

ベルリン大学は、J. D. ミハエリス以来、当地にすでに存在している、科学アカデミーおよび芸術アカデミーの両者、らに学術的な研究所と博物館との関連をもち、それらと共に有機的全体組織を構成する。それらすべてはドイツ大学の本質的権利、すなわち学術的榮譽を授与される権利を享受するものである。

§. 2

ベルリン大学は、

- 1) 正教授、定員内準教授、私講師から成る教員の全体
- 2) 大学名簿に登録された学生
- 3) 職員代表者、大学秘書、大学会計課長および補助用務員 2 名により構成される。

§. 3

すべての教員および学生は、たずさわる業務にしたがって、神学部、法学部、医学部、哲学部の 4 学部に分けられる。哲学部には、本来の哲学のみならず、数学、自然科学、歴史学、文献学、国家学もまた属している。正教授のみが学部の諸協議に加わる権利を有する。

§. 4

私講師として立とうとする者は、同時にこれら諸学部に加わらねばならぬ。また自身の領域において講義をする権利を、

- a) 科学アカデミーの正会員である資格において
- b) 当地のあるいは他の大学において、正式に獲得された博士、修士、学士などの栄誉が、今後さらに作られる規則に従って学部が要求する業績を手がけるという条件のもとに、当然と認められるとする資格によって、取得するのである。

§. 5

正教授および定員内準教授は国家により任用される。しかしその際に彼等が同じく学問的栄誉に関して認定されるか、あるいは手中にしているという、暗黙の条件が生じている。

§. 6

正教授あるいは定員内準教授は特定の主専攻のため採用されているとはいえ、それに限定されるのではなく、学部属するすべての教科について講義することが認められる。しかし学生のおのおのが前提された 3 年間の大学滞在期間中に、学部の主要教科について講義を聞く機会を持つという授業の完備のために、学部は全体としての責任がある。その際に私講師の講義は考慮に入らぬものとする。

§. 7

教授が他の学部属する学問について講義をしようとする時には、その学問での学位を持つかあるいは獲得しなければならない。このような場合に、私講師を拡大せずに通常の義務を与えるかについては、それぞれの学部委ねるものとする。

§. 8

前半の授業課程は 3 月半ばに終了する。そのなかで降誕と新年のため 3 日から 12 日の休暇をおく。後半の課程は 3 月 15 日以降の週間に開始し、10 月に終了する。そのかなで 8 月半ばから 10 月半ばの 8 週間の夏休みをおく。

§. 9

授業要覧は本来、学部から学長あてのとどけられた、教授の雄弁さについての報告をもとに整理され、学長および大学評議員会の権威のもとに公刊される。今回、学部が事前に公表を行なったことは、前例としない。

§. 10

各学部の頂点に学部長がいるが、それは学則において確定されるべき、先ず正教授の中から国によって任命される、未来の秩序とは無関係である。学部長は学部の代理者および業務の管理者であり、学部に関わるあらゆる要件に口頭もしくは文書による方策を講じ、会合を召集してその議長となり、私講師として立とうとする者の申請を受け、学位授与を実行する。さらに学部長は学部に入ることを表明した学生を学年に登録し、教授個々の証明に従って学部証明を公布し、学部の印章を保管する。学部長の任期は学則において定められるであろう。

§. 11

学則による評議員会の編成までは、その業務は正教授全員の会合によって執行される。評議員会は通常月 2 回、臨時の場合は必要に応じて開催される。ここでは大学全般とくに学生の教科に関わる要件が報告され、官庁よりのすべての指示および送付文書がこの評議員会に送られ回答される。審議は合議制であり、疑わしき場合は投票によって決定する。しかしながら会合の構成員のおお

のは、官庁への報告に異なった意見表明を付する自由を有する。

§. 12

大学全体の頂点に学長がいるが、それは未来の学則と関わりなしに、今回は正教授の中から国によって任命されている。学長は評議員の会合において議長であり、賛否同数の際に決定票をもつ。学長は大学に求められたすべての事柄を最初に取り上げ、それ自身もしくは他の構成員によって評議員会に報告し、あるいは他の学術関係官庁に指示し、かつ大学の大型印章を保管する。学長は学生を入学させ、法規遵守を義務づける。学長は学生に関する苦情を取り扱い定められている事柄の多様性により詳しく立ち入った後に、自身で決定するかあるいは他の権限官庁に持って行くかを遂行する、第一の当局である。評議員会が学生に対して行うすべての公示、および官庁に対するすべての報告と通達は、学長の手で清書され、学部長の署名のもとに、学長および大学評議員会により調印される。学長は閣下の称号をもち、またその都度の大学学長は、式典の突発的な機会には大学を代表し得るために、自身をそれにふさわしき能力の人と見なされるべきである。

§. 13

大学入学手続の申請をし、かつ授業を受けた公立学校の卒業証書を呈示する者、そのほか申し立てを認められた者は、誰でも採用される。ただし当大学と近い関係にある大学から除籍が公にされている場合を例外する。学長は大学秘書の助けのもとに、入学者すべてに、朗読した法規に対する従順を宣誓させる義務をもち、入学式を実施して、採用者に法規一部とともに入学者名簿を手渡す。入学式の後に、各自はその名を所属を希望する学部の名簿に学部長により記入される。

§. 14

講義を聞こうとする学生は、大学の会計課長に申し出て、聴講すべき講義の謝礼を前払いする義務を有する。その際に会計課長から証明を受け取り、聴講しようとする教授に個人的に手渡して、教室で定められた自分の席番号を受け取らねばならない。教授が講義を聞くことを認めた、学生でない者は同じ条件

に従うものとする。

§. 15

学生に関する告訴状は、例外なく学長のもとに、職務就任に際して定められた時間に、その都度持ち込まねばならない。学長のもとに拘留された学生が引き続き処分を受けることも同時に報告されねばならない。学生の挙動、相互の争いあるいは教授に対する関係が該当する懲戒上の事柄を、学長は自身で調査をし、軽い犯罪については4日間の牢獄拘留までの懲戒刑を科することが出来る。また§. 19~22において定められた陪審員の立ち入りが適当でない事例については、折半による仲裁の和解をさせることが出来る。しかし、より大きな、複雑な事柄を、学長は大学裁判所に指示するものとする。

§. 16

大学裁判所は、別の規則において定める。

§. 17

大学裁判所は大学教員ではない大学職員代表者が、その時の学長の名において取り行う。

§. 18

前述の者は学長および評議員会が全く参与することなしに民事裁判を行なうが、引き受けているすべての告訴について、学長に週ごとに口頭による報告をする。

§. 19

学生の名譽に関わると認められるすべての事柄において、陪審員は学生の中から招き入れられる。この人々は、学長が学部長から半年ごとに提出される最優秀学生の名簿に従って提案される15名の中から選挙されて、争っている者それぞれが $\frac{1}{2}$ を越えないものとする。残りの5名は双方から拒絶されずに受理されねばならない。

§. 20

一個人に関連して開催された職務上の調査に際しては、10名の陪審員が提案を受ける。しかしそれ以外の場合は15名があたり、より厳密には調査を受けた

者は、学生名簿の年齢に従って一人残らず陪審員の名簿から名前を消されて、陪審員の数が5名に達するまで行なって発効となる。

§. 21

学長が§. 15の規定に従って評議員会ぬきでみずから決める、学生の名誉に関わる事柄においては、5名の陪審員は多数決によって、争っている者について有罪あるいは無罪を言い渡す。学長は言渡しに拘束され、刑罪あるいは弁償の度合いのみを決定するが、これについて学長は陪審員の所見を求めることも出来る。しかしながら学長が陪審員の評決をまったく不正と見なす場合には直ちに中断して事柄を、他の陪審員が立入ることを決定した、評議員会に持ち込まねばならない。

§. 22

評議員会に出された、より大きな事柄の場合には、5名の陪審員は、最終判決の要点が公表される会合において、学長および評議員会にたいして特別の席を与えられ、評議員会構成員と同じく最終投票権をもつ。5名の陪審員は演説と投票を許されるが、評議に際しては同席はできない。

§. 23

当大学あるいは個々の現任正教授から、任用されている学部 of 題材に関して、名前と人格とを出して印刷するよう求められている、書籍および出版物はすべて検閲を免除となる。

§. 24

大学の所在地は、国王陛下より寄贈されたハインリッヒ王子の元宮殿である、現在の大学の建物にある。この建物において大学当局は会合をもち、学術的な式典行事がとり行なわれる。設備された大講堂の使用に関しては、教授および講義をしようとするアカデミー会員が評議員の会合において調整をする。何人も大学の建物内で講義することを義務づけられない。しかし大学地域の外で(すなわちフリードリッヒヴェルデおよびドロテーンシュタットの全部、さらにマウアシュトラッセとライブチヒシュトラッセで囲まれたフリードリッヒシュタットの地域が含まれる)、行なわれる講義は学生にとって確定したものと見

なすことは出来ず、上記の地域外にあって公に授業をする研究所に関係しない限り、授業要覧に記入することが出来ない。

ベルリン、1810年11月24日

内務省文教局ならびに公教育局

フォン・シュックマン

参考書 (資料集を含む)

- R. Köpke, Die Gründung der königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, 1860, Berlin.
- Die Königliche Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin. Systematische Zusammenstellung der für dieselbe bestehenden gesetzlichen, statuarischen & reglementarischen Bestimmungen, bearbeitet von P. Daude, 1887, Berlin.
- M. Lenz, Geschichte der Königlichen Friedrich Wilhelm-Universität zu Berlin, Bd.1 Gründung und Ausbau & Bd.4 Urkunden, Akten und Briefe, Halle, 1910.
- Idee und Wirklichkeit einer Universität. Dokument zur Geschichte der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, hrg. von W. Weischedel, Berlin (West), 1960.
- Humboldt-Universität zu Berlin, Dokument 1810-1985, Berlin (Ost), 1985.
- Gelegentliche Gedanken über Universitäten von Johann Jakob Engel, Johann Benjamin Erhard, Friedrich August Wolf, Johann Gottlieb Fichte, Friedrich Daniel Ernst Schleiermacher, Karl Friedrich Savigny, Wilhelm von Humboldt, Georg Friedrich Wilhelm Hegel, (Reklam-Bibliothek Band 1353), Leipzig, 1990.
- Bibliographie der Schriften Schleiermachers, bearbeitet von W. von Meding, (Schleiermacher-Archiv 9), Berlin, 1992.

【注】

- (1) 筆者の知り得た限り、一度だけその抜粋がベルリン大学史関係の資料に入れられて刊行された例がある。Humboldt-Universität zu Berlin, Document 1810-1985, Berlin (Ost), 1985, S. 10f. Vorläufiges Reglement für die Universität zu Berlin bis nach Publication ihrer Statuten 参照。なお末尾に参考資料として掲載するにあたって、1810年当時、印刷されてフンボルト大学資料館に所蔵されていたものによって翻訳している。その際に Findbuch:Med. Fak.- Dekanat -vor 1945;I. Dekanats-S. 1. Allgemeine Universitätsangelegenheiten 1810-1818, Archiv-Signatur A. 1. に従っていることを申し添える。
- (2) Die königliche Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin. Systematische Zusammenstellung der für dieselbe bestehenden gesetzlichen, statuarischen & reglementarischen Bestimmungen, bearbeitet von Paul Daude, Berlin, 1887, S. 7-45 (Die Statuten der Universität vom 31. Oktober 1816)
および
Max Lenz, Geschichte der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, Bd. 4 Urkunden, Akten und Briefe, Halle, 1910, S. 223-263 (Der Entwurf der Kommittierten und seine Umarbeitung im Department) また予備的諸規則および最初の学則制定までの作業全般については、上記 M. Lenz, a. a. O. Bd. 1 Grundung und Ausbau, Berlin, 1910, S. 276f., S. 431-468, S. 632-639 を参照して頂きたい。
- (3) しかしレンツがかつて利用し得た筆記原稿などの貴重な資料は、残念なことに戦争の被害を受けたため存在していない。現在フンボルト大学資料館で利用できるのは、学則制定時に印刷されたもの (Archiv-Signatur 442) に限られている。他の図書館や資料館における関連資料については引き続き調査したい。
- (4) この関連で我々はここで大学裁判権の問題にふれておかねばならない。ベ

- ルリン大学の大学裁判権は1810年9月枢密院顧問官会議において設置が決定されていた。当時は国家、大学当局、学生の三者に裁判権が分けられ、大学裁判権は学生のみが付与され、自由な自己規制のための団体権と認められていた。cf. R. Köpke, Die Gründung der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, Berlin, 1860, S. 220f. 参照。
- (5) その内訳は以下になる。序7回、第1部27回、第2部26回、第3部79回、第4部31回、第5部20回、第6部44回、第7部9回、第8部20回、第9部9回。
- (6) この問題に関わったシュライエルマッハーの貢献に言及した例に、Gerd Irrlitz, Friedrich Schleiermacher, der Universitätsmann und Philosoph, in: Internationaler Schleiermacher-Kongress Berlin 1984, hrg. von K.-V. Selge (Schleiermacher-Archiv 1), Teilband 2, Berlin, 1984, S. 1131 があげられる。ただしイルリッツはシュライエルマッハーが予備的諸規則を作製し大学学則の規則的立憲思想を起草している旨を指摘したに留まり、それ以上の踏み込んだ内容を述べるに至っていない。
- (7) これについては、M. Lenz, 前掲書、Bd. 1, S. 431-433 を参照した。
- (8) cf. P. Daude, 前掲書、S. 8f. および M. Lenz, 前掲書、Bd. 4, S. 224f. を参照していただきたい。
- (9) 例えば Bibliographie der Schriften Schleiermachers, bearbeitet von W. von Meding (Schleiermacher-Archiv 9), Berlin, 1992, S. 142f. に おいて、M. Lenz, a. a. O. Bd. 4 が取り上げられているが、シュライエルマッハーのものとされる文書記録類14ヶ所の中から、学則関連の段落が完全に抜け落ちる結果となっているのである。